

新旧対照表（令和6年6月1日適用）

改定後	現行
<p>第1条～第8条（略）</p> <p><b>第9条 建設副産物</b>            建設副産物については林野仕様書の規定によるほか、受注者は兵庫県建設リサイクルガイドライン(兵庫県県土整備部)を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。</p> <p>林野仕様書 1-1-1-19 建設副産物(第4～6項)について、受注者は</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i) 土砂、碎石または加熱アスファルト混合物を工事現場に搬入する場合の、再生資源利用計画書を作成する際</li> <li>ii) 建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合の、再生資源利用促進計画書を作成する際</li> <li>iii) 再生資源利用計画及び再生資源利用計画を作成した場合の、工事完了後速やかに実施手順を記録した「再生資源利用計画書(実施書)」を監督員に提出する際</li> </ul> <p>建設副産物情報交換システム(COBRIS)により、作成または提出しなければならない。</p> <p>また、受注者は以下のことに留意すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i) 受注者は、土砂を再生資源利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。</li> <li>ii) 受注者は、再生資源利用促進計画の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壌汚染対策法等の手続き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。</li> </ul> <p>また、確認結果は再生資源利用促進計画に添付するとともに、工事現場において公衆の見やすい場所に掲げなければならない。</p>	<p>第1条～第8条（略）</p> <p><b>第9条 建設副産物</b>            建設副産物については林野仕様書の規定によるほか、受注者は兵庫県建設リサイクルガイドライン(兵庫県県土整備部)を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。</p> <p>林野仕様書 1-1-1-19 建設副産物(第4～6項)について、受注者は</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i) 土砂、碎石または加熱アスファルト混合物を工事現場に搬入する場合の、再生資源利用計画書を作成する際</li> <li>ii) 建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合の、再生資源利用促進計画書を作成する際</li> <li>iii) 再生資源利用計画及び再生資源利用計画を作成した場合の、工事完了後速やかに実施手順を記録した「再生資源利用計画書(実施書)」を監督員に提出する際</li> </ul> <p>建設副産物情報交換システム(COBRIS)により、作成または提出しなければならない。</p> <p>(新設)</p>

新旧対照表（令和6年6月1日適用）

改定後	現行
<p>iii) 受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするときは、再生資源利用促進計画書に記載した事項（搬出先の名称及び所在地、搬出量）と前項で行った確認結果を、委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。</p> <p>iv) 受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督職員から請求があった場合は、受領書の写しを提出しなければならない。</p> <p>受注者は、再生資源利用計画を作成する際以下の各項を参考にし、監督員の承諾を得るものとする。</p> <p>(以下、略)</p>	<p>受注者は、再生資源利用計画を作成する際以下の各項を参考にし、監督員の承諾を得るものとする。</p> <p>(以下、略)</p>

